

## 造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 令和8年度奥久慈地区造林(下刈外)請負事業
- 2 事業場所 福島県東白川郡棚倉町大字強梨字伊香沢国有林1る2林小班外
- 3 事業量 下刈 509.78ha つる切 3.10ha 除伐 119.78ha 除伐2類 14.97ha  
忌避剤散布 36.15ha 末木枝条集積 0.01ha
- 4 事業期間 契約締結の翌日から  
令和9年3月3日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	10分の4以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 日 月 日
無				

## 8 特約事項

採用された技術提案について、請負者は別紙のとおり履行するものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 73-2		
		分任支出負担行為担当官		
	氏名	棚倉森林管理署長	佐藤 健司	印
請負者	住所			
	氏名	印		

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 事業内訳書

作業種	林小班	事業量 (ha)	実行積 (ha)	作業期間		備考		森林事務所
				自	至	樹種	林齢	
下刈	1る2	5.49	5.49	契約締結の翌日	令和8年10月30日	スギ・ヒノキ	2	久慈川
〃	3い2	7.24	2.86	〃	〃	スギ	2	〃
〃	3い3	7.58	7.58	〃	〃	〃	2	〃
〃	7ち	1.24	1.24	〃	〃	〃	3	〃
〃	8ほ1	10.54	9.87	〃	〃	〃	3	〃
〃	8ほ2	8.33	7.93	〃	〃	〃	3	〃
〃	9い1I	0.92	0.92	〃	〃	〃	2	〃
〃	9い1II	1.92	1.92	〃	〃	〃	2	〃
〃	9い2I	1.81	1.81	〃	〃	〃	2	〃
〃	9い2II	2.16	2.16	〃	〃	〃	2	〃
〃	9い2III	2.43	2.43	〃	〃	〃	2	〃
〃	9ろI	0.30	0.30	〃	〃	〃	2	〃
〃	9はI	0.24	0.24	〃	〃	〃	2	〃
〃	10いI	1.66	1.66	〃	〃	〃	2	〃
〃	10いII	2.45	2.45	〃	〃	スギ・ヒノキ	2	〃
〃	10いIII	0.85	0.85	〃	〃	スギ	2	〃
〃	10いIV	0.80	0.80	〃	〃	〃	2	〃
〃	12い3	1.72	1.72	〃	〃	ヒノキ	3	〃
〃	21に4	0.35	0.35	〃	〃	スギ	2	〃
〃	27ぬI	2.48	2.48	〃	〃	〃	2	〃
〃	27ぬII	0.99	0.99	〃	〃	〃	2	〃
〃	27ぬIII	2.49	2.49	〃	〃	〃	2	〃
〃	27ぬIV	2.24	2.24	〃	〃	〃	2	〃
〃	27ぬV	0.63	0.63	〃	〃	〃	2	〃
〃	27ねI	2.29	2.29	〃	〃	〃	3	〃
〃	27ねII	1.95	1.95	〃	〃	〃	3	〃
〃	27ねIII	2.46	2.46	〃	〃	〃	3	〃
〃	27ねIV	1.23	1.23	〃	〃	〃	3	〃
〃	30いI	1.61	1.61	〃	〃	〃	2	〃
〃	30いII	2.45	2.45	〃	〃	〃	2	〃
〃	30いIII	2.13	2.13	〃	〃	〃	2	〃
〃	30いIV	2.15	2.15	〃	〃	〃	2	〃
〃	30いV	2.47	2.47	〃	〃	〃	2	〃
〃	32は	4.99	4.99	〃	〃	〃	1	〃
〃	32に	5.41	5.41	〃	〃	〃	1	〃
〃	33り	7.31	4.05	〃	〃	〃	1	〃

## 事業内訳書

作業種	林小班	事業量 (ha)	実行積 (ha)	作業期間		備考		森林事務所
				自	至	樹種	林齢	
下刈	47 は 1 I	2.33	2.33	契約締結の翌日	令和8年10月30日	スギ	2	東館
"	47 は 1 II	2.47	2.47	"	"	"	2	"
"	48 に 1 I	2.33	2.33	"	"	"	2	"
"	48 に 1 II	2.18	2.18	"	"	"	2	"
"	48 に 1 III	2.19	2.19	"	"	"	2	"
"	48 に 1 IV	1.85	1.85	"	"	"	2	"
"	48 に 1 V	2.36	2.36	"	"	"	2	"
"	48 に 1 VI	2.24	2.24	"	"	"	2	"
"	49 に 4 I	0.96	0.96	"	"	"	4	"
"	49 に 4 II	1.27	1.27	"	"	"	4	"
"	56 い	2.25	2.25	"	"	"	3	"
"	57 に	5.35	5.35	"	"	スギ・ヒノキ	2	"
"	57 わ	4.35	1.04	"	"	"	5	"
"	57 か	14.55	8.66	"	"	"	5	"
"	57 つ 1 I	2.47	2.47	"	"	スギ	3	"
"	57 つ 1 II	2.38	2.38	"	"	"	3	"
"	57 つ 2 III	1.89	1.89	"	"	"	4	"
"	57 つ 2 IV	2.30	2.30	"	"	"	4	"
"	60 ろ I	5.03	5.03	"	"	"	2	"
"	60 ろ II	1.52	1.27	"	"	"	2	"
"	60 ろ III	0.41	0.25	"	"	"	2	"
"	66 わ 2	1.51	1.51	"	"	"	4	"
"	66 わ 3	2.96	1.76	"	"	"	4	"
"	66 わ 4	2.55	1.79	"	"	"	4	"
"	70 か II	2.36	2.36	"	"	"	4	"
"	70 か III	2.34	2.34	"	"	"	4	"
"	70 な I	2.49	2.49	"	"	ヒノキ	3	"
"	70 な II	2.47	2.47	"	"	"	3	"
"	70 く	11.71	11.71	"	"	スギ	2	"
"	72 へ	2.64	2.64	"	"	"	4	"

## 事業内訳書

作業種	林小班	事業量 (ha)	実行積 (ha)	作業期間		備考		森林事務所
				自	至	樹種	林齢	
下刈	80 ち 1	6.40	6.40	契約締結の翌日	令和8年10月30日	スギ	3	笹原
"	80 ち 2	6.77	6.42	"	"	"	3	"
"	80 ち 3	3.37	3.37	"	"	"	3	"
"	80 ぬ	4.03	4.00	"	"	ヒノキ	1	"
"	88 に 1	0.61	0.61	"	"	スギ	2	"
"	88 に 2	1.31	1.31	"	"	"	2	"
"	88 に 3	2.85	2.62	"	"	"	2	"
"	88 そ 3I	1.44	1.44	"	"	ヒノキ	2	"
"	88 そ 3II	2.44	2.44	"	"	スギ	2	"
"	88 そ 3III	2.47	2.47	"	"	"	2	"
"	88 そ 3IV	1.13	1.13	"	"	ヒノキ	2	"
"	89 は 1	1.48	1.48	"	"	"	3	"
"	89 は 2	1.20	1.20	"	"	スギ	3	"
"	89 そ I	1.49	1.49	"	"	ヒノキ	2	"
"	89 そ II	2.46	2.46	"	"	"	2	"
"	90 そ 2	2.46	2.46	"	"	スギ	3	"
"	90 つ I	1.79	1.79	"	"	"	3	"
"	90 つ II	1.68	1.68	"	"	"	3	"
"	92 へ II	1.27	1.27	"	"	"	4	"
"	92 へ III	2.49	2.49	"	"	ヒノキ	4	"
"	94 は	5.81	5.81	"	"	スギ	2	"
"	95 い I	1.07	1.07	"	"	"	3	"
"	95 い II	2.38	2.38	"	"	"	3	"
"	95 る 2	8.49	8.44	"	"	スギ・ヒノキ	1	"
"	98 に 1	3.32	3.32	"	"	スギ	3	"
"	98 ね 1	1.77	1.77	"	"	ヒノキ	1	"
"	98 ね 2	1.78	1.78	"	"	スギ	1	"
"	98 ね 4	2.01	2.01	"	"	ヒノキ	1	"
"	99 に I	2.28	2.28	"	"	"	2	"
"	99 に II	2.47	2.47	"	"	"	2	"
"	99 へ 1	7.07	7.07	"	"	スギ	2	"
"	99 へ 2	0.19	0.19	"	"	"	2	"
"	99 れ 1	6.81	6.81	"	"	ヒノキ	1	"
"	99 れ 2	6.78	6.78	"	"	"	1	"
"	100 ぬ 1	0.99	0.99	"	"	スギ	2	"
"	100 ぬ 2	7.00	7.00	"	"	"	2	"

## 事業内訳書

作業種	林小班	事業量 (ha)	実行積 (ha)	作業期間		備考		森林事務所
				自	至	樹種	林齢	
下刈	100ぬ3	4.53	4.53	契約締結の翌日	令和8年10月30日	スギ	2	笹原
"	100ぬ4	1.77	1.77	"	"	"	2	"
"	100な	2.38	2.38	"	"	ヒノキ	1	"
"	100む	6.37	4.45	"	"	スギ	2	"
"	100の1	3.69	2.63	"	"	ヒノキ	2	"
"	102ちI	1.39	1.39	"	"	"	2	"
"	102ちII	1.55	1.55	"	"	"	2	"
"	102ちIII	1.56	1.56	"	"	"	2	"
"	102ちIV	2.46	2.46	"	"	"	2	"
"	102うI	1.81	1.81	"	"	スギ	2	"
"	102うII	1.74	1.74	"	"	"	2	"
"	102うIII	2.05	2.05	"	"	"	2	"
"	104てI	3.25	3.25	"	"	スギ	4	"
"	104てII	1.99	1.99	"	"	"	4	"
"	106う1	1.51	1.51	"	"	ヒノキ	4	"
"	106う2	1.45	1.45	"	"	"	4	"
"	106う3	2.51	2.51	"	"	"	4	"
"	106う4	1.01	1.01	"	"	"	4	"
"	107ほI	1.08	1.08	"	"	スギ	2	"
"	107ほII	1.84	1.84	"	"	"	2	"
"	107ち1I	1.24	1.24	"	"	"	2	"
"	107ち1II	1.77	1.77	"	"	"	2	"
"	108わ	4.61	4.61	"	"	ヒノキ	3	"
"	108つ	5.76	5.76	"	"	スギ	2	"
"	109る1I	1.09	1.09	"	"	"	2	"
"	109る1II	2.46	2.46	"	"	"	2	"
"	109る3	2.54	2.54	"	"	"	4	"
"	109れ	3.58	3.58	"	"	"	2	"
"	111ろ	12.60	12.16	"	"	"	4	"
"	111わ	3.52	3.45	"	"	"	3	"
"	111よ1	1.63	1.63	"	"	"	3	"
"	111よ2	1.86	1.86	"	"	"	3	"
"	111よ3	1.70	1.70	"	"	"	3	"
"	111よ4	4.87	4.87	"	"	"	1	"
"	111う4	4.87	4.87	"	"	"	4	"
"	111け1	3.89	3.89	"	"	"	2	"

## 事業内訳書

作業種	林小班	事業量 (ha)	実行積 (ha)	作業期間		備考		森林事務所
				自	至	樹種	林齢	
下刈	111 け 2	5.32	5.32	契約締結の翌日	令和8年10月30日	スギ	2	笹原
〃	112 い 1 I	2.09	2.09	〃	〃	〃	3	〃
〃	112 い 1 II	1.30	1.30	〃	〃	〃	3	〃
〃	112 は I	2.43	2.43	〃	〃	〃	5	〃
〃	112 は II	2.50	2.50	〃	〃	〃	4	〃
〃	112 ち	0.31	0.31	〃	〃	〃	4	〃
〃	112 り	3.29	3.29	〃	〃	〃	4	〃
〃	112 そ I	2.49	2.49	〃	〃	〃	3	〃
〃	112 そ II	2.50	2.50	〃	〃	〃	3	〃
〃	116 ろ 1 I	0.84	0.84	〃	〃	〃	3	鮫川
〃	116 ろ 1 II	2.32	2.32	〃	〃	〃	3	〃
〃	116 ろ 1 III	2.44	2.44	〃	〃	〃	3	〃
〃	116 ろ 1 IV	1.85	1.85	〃	〃	〃	3	〃
〃	116 ぬ 1	5.89	1.17	〃	〃	〃	2	〃
〃	116 ぬ 2	3.88	2.20	〃	〃	〃	2	〃
〃	121 か 1	0.43	0.43	〃	〃	〃	4	〃
〃	121 た	2.71	2.71	〃	〃	〃	4	〃
〃	124 い	14.52	12.49	〃	〃	〃	4	〃
〃	127 い	0.52	0.49	〃	〃	〃	2	〃
〃	127 る 2	6.50	4.31	〃	〃	〃	3	〃
〃	128 に I	2.47	2.47	〃	〃	〃	2	〃
〃	128 に II	1.50	1.50	〃	〃	〃	2	〃
〃	128 へ I	1.28	1.28	〃	〃	〃	2	〃
〃	129 い	4.45	4.34	〃	〃	〃	1	〃
〃	129 に	14.86	7.44	〃	〃	〃	3	〃
〃	129 と	4.63	4.62	〃	〃	〃	2	〃
〃	256 い	3.01	2.99	〃	〃	〃	3	〃
〃	256 ま	4.83	4.29	〃	〃	〃	4	〃
〃	266 い	7.74	6.53	〃	〃	〃	1	〃
〃	266 ろ 2	0.26	0.26	〃	〃	〃	1	〃
〃	266 こ 1	1.55	1.55	〃	〃	〃	1	〃
〃	269 る 2	1.56	1.56	〃	〃	〃	4	〃
〃	269 わ I	1.53	1.53	〃	〃	〃	4	〃
〃	269 わ II	2.19	2.19	〃	〃	〃	4	〃
〃	270 う	1.90	1.90	〃	〃	〃	4	〃
〃	270 の 1	5.24	5.23	〃	〃	〃	4	〃



## 事業内訳書

作業種	林小班	事業量 (ha)	実行積 (ha)	作業期間		備考		森林事務所
				自	至	樹種	林齢	
除伐	7 い 1	2.59	1.15	契約締結の翌日	令和9年3月3日	スギ	7	久慈川
"	7 い 2	9.96	9.72	"	"	"	7	"
"	20 に 3	1.82	1.82	"	"	"	7	"
"	31 よ	8.25	7.48	"	"	"	16	"
"	32 ろ	4.19	4.16	"	"	"	16	"
"	50 は 2	2.52	2.52	"	"	"	9	東館
"	57 い	3.91	3.91	"	"	"	9	"
"	66 け 2	2.68	2.68	"	"	"	10	"
"	66 け 3	1.80	1.80	"	"	"	9	"
"	67 る 1	4.19	4.19	"	"	スギ・ヒノキ	9	"
"	69 わ 1	0.50	0.50	"	"	スギ	20	"
"	76 に	1.83	1.83	"	"	"	13	"
"	80 い 2	2.47	2.47	"	"	"	10	笹原
"	80 い 3	2.33	2.33	"	"	"	9	"
"	80 は 2	2.14	2.14	"	"	"	10	"
"	80 は 3	2.34	2.34	"	"	"	9	"
"	86 ち 1	3.27	3.07	"	"	"	8	"
"	86 り 1	1.40	1.00	"	"	"	8	"
"	95 ろ 1	10.20	10.18	"	"	"	11	"
"	98 に 2	2.80	2.80	"	"	"	8	"
"	98 に 3	2.62	2.62	"	"	"	8	"
"	98 れ	9.91	9.38	"	"	スギ・ヒノキ	12	"
"	104 や 1	2.80	2.74	"	"	スギ	8	"
"	109 う 1	7.24	6.83	"	"	スギ・ヒノキ	9	"
"	116 ち	6.73	6.72	"	"	スギ	11	鮫川
"	117 ち 2	2.21	2.21	"	"	"	10	"
"	117 ち 3	2.47	2.47	"	"	"	9	"
"	126 わ 1	3.67	3.37	"	"	"	11	"
"	126 わ 2	5.37	5.16	"	"	"	11	"
"	271 に 2	2.36	2.36	"	"	"	10	"
"	272 る 1	4.60	4.44	"	"	"	11	"
"	273 は	3.39	3.39	"	"	"	11	"
除伐	久慈川	26.81	24.33					
	東館	17.43	17.43					
	笹原	49.52	47.90					
	鮫川	30.80	30.12					
	合計	124.56	119.78					





# 造林事業仕様書

【令和8年度奥久慈地区造林（下刈外）請負事業】

棚倉森林管理署

この請負事業の仕様書等は次のとおりとする。

○造林事業請負標準仕様書

○造林事業請負実行管理基準

○関東森林管理局仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

## 特記事項

この請負事業に対する特記事項は次のとおりとする。

### 1 獣害対策特記仕様書

#### 1 作業方法等

散布対象は、区域内の幼齢植栽木（以下「植栽木」という。発生している有用天然木等で植栽木の配置状況等に応じて保存育成するものを含む。以下同じ。）とし、その方法は以下による。

- （１）原則として薬剤は乙が調達することとするが、その場合は使用する前に監督職員の確認検査を受けることとする。
- （２）手動散布機により散布する（霧無しノズルを使用）。
- （３）薬剤は貯蔵中に油分の分離を生じることがあるので、使用の際はよく攪拌して均一な状態としてから、所定量の水に希釈し、よくかき混ぜてから散布する。
- （４）薬剤の散布部分は、樹木の食害が予想される部分とし、監督職員の指示がある場合はその指示による。
- （５）散布に用いた器具等は、使用後直ちに洗浄する。なお、残りの薬剤は河川等に流さず、容器は環境に影響を与えないよう適切に処理する。

#### 2 安全上の留意事項

- （１）「本作業実行に当たっては、安全研修等を実施し、薬剤の特性、事業実行上の注意、散布要領を全作業員に熟知させなければならない。
- （２）作業に当たっては、保護衣類（防護衣・手袋・マスク、保護メガネ等）を確実に着用させ、薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着したりしないようにするとともに、作業後は顔や手等の露出部を石鹼等でよく洗い、うがいをするなど、健康管理、災害防止に万全を期すこと。

- (3) 間違って眼に入った場合には、直ちに水洗いし、眼科医の手当を受ける。
- (4) 作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

### 3 実行上の留意事項

- (1) 散布時の風向に留意し、風上から風下に向けて散布する。
- (2) 散布直後の降雨、または強風時の使用は効果を減じるので、強風・雨天を避け、天候をよく見極めてから散布する。また、散布中に強風や降雨があった場合は、直ちに作業を中止する。
- (3) 崩壊危険箇所、河川、沢等については、両側に10m程度（常時流水のある沢については20m程度）の間は散布しないこと。
- (4) 薬剤の授受は、監督職員立会のもとに厳正に行い、厳重かつ良好な状態で保管しなければならない。
- (5) 空箱、空袋は確実に回収し、監督職員立会のもとに数量を確認し、適切に処理すること。

### 4 薬剤の性質

#### (1) 性状

類白色水和性粘調懸濁液体

#### (2) 有効成分

ジラム（白色粉末）32% ジンクジメチルチオカーバメート

#### (3) 効果

- ア) ノウサギ・カモシカ・ニホンジカに忌避効果が認められる。
- イ) 薬剤は散布後3時間程度で素早く乾燥、また付着性にも優れ、降雨による流出が無く散布した部分の食害を長期にわたって防止する。
- ウ) 味覚刺激による食害減退効果がある。

#### (4) 安全性

##### ア) 毒物分類

普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）

##### イ) 魚毒性

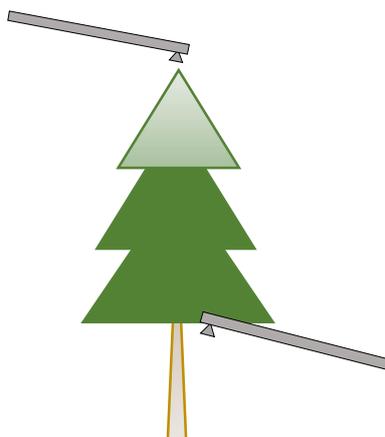
散布された薬剤が河川湖沼海域および養魚場に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は河川等に流さず、空き袋等は環境に影響を与えないよう適切に処理する。

### 5 薬剤の散布量等

- (1) 希釈倍数 3倍
- (2) 必要量は薬剤購入単位に合わせて設定した。
- (3) 散布量等については、事業内訳書に基づいて実行する。

## 6 作業イメージ図（散布樹種：スギ・ヒノキ）

頂芽+主幹



## 3 末木枝条集積特記仕様書

末木枝条集積における、作業仕様は下記のとおりとする。

作業種	作業仕様	適用林小班等
末木枝条 集積	置幅 0.5m以上	269つ1林小班
	置高 2.0m以内	

（注）寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

- （1）区域内で伐採した雑灌木、造林木及び末木枝条を等高線沿いに筋状に整理し、集積するものとする。
- （2）伐採した雑灌木、造林木及び末木枝条の整理、集積については、放射性物質流出防止の機能を十分に発揮させるため、地に落ち着かないものは切断して接地させること。  
また、滑落・移動等しないように安定させるものとする。  
集積した雑灌木、造林木及び末木枝条が崩れるおそれがある場合は、杭を打つ等の手段を施して棚集するものとする。

## 4 その他

### 1 CSF（豚熱）の感染拡大防止対策について

- （1）CSF（豚熱）の感染拡大防止対策のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

## 2 放射線障害防止措置

- (1) 請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省第 152 号に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

## 3 現場での協議及び指示

- (1) 現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議または指示に基づき作業を行うこと。

## 4 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

【別紙 1】のとおり

## 5 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

【別紙 2】のとおり

## 特記仕様書

## 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

- 1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。
- 2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。
  - (1) 真夏日  
日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。
  - (2) 事業期間  
事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。
  - (3) 真夏日率  
事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。
- 3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- 4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。
- 5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正值 (\%)}} = \boxed{\text{真夏日率}} \times \boxed{\text{補正係数}^{\ast}}$$

※補正係数は 1.2 とする。

## 特記仕様書

## 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
  - ①衛星携帯電話事業者名
  - ②衛星携帯電話サービス名
  - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
  - ④利用料金
  - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
  - ⑥本事業以外の事業への供用の有無  
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。